

令和4年2月1日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣
(公印省略)

通常登校に伴う新型コロナウイルス感染症対策の対応について (通知)

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和4年1月26日付け「通常登校について(通知)」により、学校を通常登校とする通知を行ったところですが、本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、依然として高い状況となっており、引き続き感染拡大防止対策が必要となります。児童生徒等の感染拡大を防ぎ、学びの保障を継続していくために、保護者の皆様におかれましては、引き続きご家庭での感染症対策を徹底していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 ご家庭での対応について

- (1) ご家庭においてもの不要不急の外出を自粛するなど、ご協力をお願いいたします。
- (2) 同居家族への健康観察の徹底を改めてお願いいたします。
- (3) 同居家族が濃厚接触者となった場合、PCR検査の結果待ちである場合も登校を控えるようご協力をお願いいたします。
- (4) 不織布マスクの着用を奨励しております。ご協力お願いいたします。
- (5) 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(別紙)をご参考下さい。

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】 ※県立学校に準じた対応とします

以下の対応は、「発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例がある」ことから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置となります。

※下記(1)～(3)の期間は、「出席停止」とします。

- (1) 発熱等の風邪症状で学校を休むまたは早退した場合、かかりつけ医や医療機関を受診して下さい。
- (2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従って下さい。
- (3) 受診できなかった場合の対応について
 - ・原則として医療機関の受診を行います。受診できなかった理由などを学校へ連絡して下さい。
 - ・再登校に際しては、「解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること」を厳守して下さい。

※上記の対応は、令和4年2月1日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

<本件のお問い合わせ>
那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522